

平成 22～24 年度の技術士同一業者に対する設計または監理業務の委託料，平成 23 年度の建築士に対する工事監理業務の委託料，平成 15 年度の不動産鑑定士に対する手数料および平成 21 年度の弁護士に対する報酬の各支払の際の源泉所得税徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税および延滞税相当額の納付に係る公金支出の差止めに関する住民監査請求について，地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により監査したので，その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成 25 年 8 月 2 日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	山	下		稔
同	井	上	孝	志
同	落	合	隆	夫

平成 22～24 年度の技術士同一業者に対する設計または監理業務の委託料，平成 23 年度の建築士に対する工事監理業務の委託料，平成 15 年度の不動産鑑定士に対する手数料および平成 21 年度の弁護士に対する報酬の各支払の際の源泉所得税徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税および延滞税相当額の納付に係る公金支出の差止めに関する住民監査請求の監査結果について

第 1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成 25 年 6 月 10 日および同月 12 日

3 請求の要旨（ただし，「」内は原文のまま。）

- (1) 高松市（以下「市」という。）が平成23年1月5日から同24年12月5日までの間、前後7回にわたり、建築士・A（正確には、同人は建築士ではなく、技術士が行う業務と同一の業務を行う者であるので、以下、その肩書は、「技術士同一業者」と表示する。）に支払った設計または監理業務に対する報酬（以下「技術士同一業者に対する設計または監理報酬支払事案」という。）
- (2) 市が平成24年5月7日に2回にわたって、建築士・Bに支払った工事監理業務に対する報酬（以下「建築士に対する工事監理報酬支払事案」という。）
- (3) 市が平成15年6月12日に不動産鑑定士・Cに支払った鑑定手数料（以下「不動産鑑定士に対する鑑定手数料支払事案」という。）
- (4) 市が平成22年4月14日に弁護士・Dに支払った報酬（以下「弁護士に対する報酬支払事案」という。）

の各支払について、市は、所得税法第204条第1項の規定により、それぞれ、その支払の際に源泉所得税を徴収して、その徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付する必要があるのに、市長その他市職員の故意または重大な過失により、違法にその徴収をしておらず、当該源泉所得税および延滞税を納付する必要がある。

「本件住民監査請求は、別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）の各支出に係る本件源泉所得税相当額及びその延滞金相当額の金員（以下「本件追加納付を要する金員」という。）は、不徴収に責任を有する者が負担する必要があることから、地方自治法第242条第1項の規定により、本件追加納付を要する金員を高松市の公金から支出する行為の事前の防止、即ち、本件追加納付を要する金員の公金支出の差し止めを求めるものである。

若し仮に、本件追加納付を要する金員を高松市の公金から支出した場合には、その公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出となり、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成する

ための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出となるものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件追加納付を要する金員に関しては、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、高松市の公金から支出する行為の事前の防止、即ち、本件追加納付を要する金員の公金支出の差し止めを求めるほか、その他の必要な措置をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。」

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件各請求の監査を行うに当たっては、いずれも監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、市長その他の職員が、平成15年度から同24年度に前後11回にわたり、技術士同一業者に対して設計または監理業務の委託料、建築士に対して工事監理業務の委託料、不動産鑑定士

に対して鑑定業務の手数料，弁護士に対して弁護士業務の報酬などを支払うに当たり，いずれも源泉所得税を徴収していないことが公金の徴収を怠る事実該当し，それに基づく源泉所得税および延滞税相当額を市の公金から支出しなければならないことが相当の確実さで予測されるとして，それら各支出のための公金支出を差し止めるべきか否かという事項である。

そして，その措置請求の内容は，市長に対し，上記各源泉所得税および各延滞税相当額を市の公金から支出することを差し止めるほか，必要な措置をとるよう市長に勧告することを求めるというものである。

なお，監査委員は，法第242条第6項の規定により，請求人に対して，平成25年7月8日に，証拠の提出および陳述の機会を与えたところ，請求人は，同月1日に陳述に代えて陳述書を提出したが，新たな証拠の提出はなく，陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は，健康福祉局福祉事務所生活福祉課，同局こども未来部こども園運営課，創造都市推進局産業経済部競輪場事業課および都市整備局都市計画課である。

第4 監査の結果

本件各請求について，監査委員は，合議により次のとおり決定した。

本件各請求は，いずれも措置請求に理由がないものと判断する。

以下，その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は，監査対象部局に事実照会するとともに，関係証拠書類の提出を受けて精査するなどの方法により実施し，その結果，次の各事実を確認した。

(1) 源泉徴収制度の概要

わが国における現行の所得税法は，いわゆる申告納税制度を採用しており，所得者は，原則として，毎年2月16日から3月15日までの所定期間内に，所轄の税務署長に対し，その前年1年間の収入から

必要経費を差し引くなどの方法で計算される所得金額とこれに対する税額を計算して確定申告した上、国に所得税を納付する仕組みをとっている。

その一方、所得税法は、給与所得者の給与や退職金、一定業務を行う者の報酬や料金など特定の所得については、その給与や報酬などの支払者を源泉徴収義務者とし、その支払者が給与や報酬などを支払う際に、その支払金額から所定の所得税額を天引き徴収して、その支払の相手側である所得者に代わって、天引き徴収した所得税を国に納付する源泉徴収制度を採用し、所得税の確実な収納と徴収コストの軽減を図っている。

そして、このようにして源泉徴収された所得税の額は、一般的には所得税の確定申告により清算されることになっており、確定申告による所得税額が源泉徴収された所得税額より多額であれば、その差額金を納付し、確定申告による所得税額が源泉徴収された所得税額より低額であれば、その差額金を国から還付を受けることにより、調整を図るようにしている。

(2) 所得税法などにおける源泉徴収に関する規定

所得税法第204条第1項は、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。）に対し、国内において弁護士、公認会計士などの業務に関する報酬又は料金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定し、同法第221条は、前条により所得税を徴収すべき者とされた源泉徴収義務者が、その所得税を納付しなかったときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する旨を規定しており、国税通則法第60条第1項は、納税者が源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならない旨を規定し、さらに同法第67条第1項は、不納付加算税を徴収することもあると規定している。

なお、この源泉徴収義務者に対する徴収権も、国税の徴収を目的と

する国の権利の一つであり、この権利は、同法第72条第1項の規定により、法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅するとされている。

(3) 本件各請求に係る各金員支払の原因たる契約内容の概要および支払状況等

市は、本件各請求に係る技術士同一業者、建築士、不動産鑑定士および弁護士に対し、それぞれ必要な業務を委託し、その成果を検収した後に、約定の料金を支払ったが、その支払の際、源泉所得税を徴収せず、国に対する納付も怠っている。

ア 技術士同一業者に対する設計または監理報酬支払事案

Eの商号により技術士の業務と同一の業務を営むAに対する市の支払状況等は次表のとおりである。

No.	契約年度	契約日	支払日	支払額	内容
1	平成22年度	H22.8.3	H23.1.5	147,000円	川島保育所空調設備等改修設計業務委託
2		H23.1.20	H23.5.27	131,250円	川島保育所空調設備改修工事監理業務委託
3		H23.3.3	H23.7.1	111,300円	川島保育所照明設備改修工事監理業務委託
4	平成23年度	H23.6.29	H23.10.31	197,400円	川東保育所下水道接続設計業務委託
5		H23.7.28	H24.1.31	388,500円	木太保育所大規模修繕に伴う設備設計業務委託
6	平成24年度	H24.4.2	H24.6.22	210,000円	瀬戸内保育所外1所空調機等改修設計業務委託
7		H24.9.3	H24.12.5	378,000円	競輪場No.1冷却塔更新設計業務委託

イ 建築士に対する工事監理報酬支払事案

Fの商号により一級建築士の業務を営むBに対する市の支払状況等は次表のとおりである。

No.	契約年度	契約日	支払日	支払額	内容
1	平成23年度	H23.7.19	H24.5.7	1,696,800円	庵治幼保一体化施設整備工事監理業務委託
2				1,222,200円	

ウ 不動産鑑定士に対する鑑定手数料支払事案

Gの商号により不動産鑑定士の業務を営むCに対する市の支払状況等は次表のとおりである。

契約年度	契約日	支払日	支払額	内容
平成15年度	H15.5.1	H15.6.12	42,000円	都市計画道路木太鬼無線用地取得に伴う不動産意見書手数料

エ 弁護士に対する報酬支払事案

弁護士・Dに対する市の支払状況等は次表のとおりである。

契約年度	契約日	支払日	支払額	内容
平成21年度	H21.4.1	H22.4.14	420,000円	平成21年(行コ)第9号生活保護法第78条に基づく費用徴収金の取消請求控訴事件の法律事務処理

(4) 市が本件各報酬等支払金について源泉所得税を徴収しなかった事情

市が、技術士同一業者、建築士、不動産鑑定士および弁護士に対し、その職務に属する業務を委託または委任する案件は、年間に相当多数あり、その大部分の案件においては、その報酬支払の際に、市が源泉徴収義務者として、源泉所得税を徴収し、これを、その支払を受ける相手方の所得者に代わって、源泉徴収した所得税を国に納付しているが、本件委託料、手数料および報酬の各支払については、各担当職員の所得税法に対する認識が十分でなく、支払の相手方の名称から法人事業者に対する支払と誤認したことなどの理由により、源泉所得税の徴収およびそれに伴う国に対する納付をせず、現在まで経過しているものであり、その原因が担当各職員の過失によるものであることは否定し難いが、これまで、源泉徴収義務者である市が、所轄の税務署長から上記報酬に係る源泉所得税等の徴収を受けたことは全くない。

(5) 市が支払った本件各報酬等に対する所得税の処理

本件委託料、手数料および報酬の支払を受けた技術士同一業者、建築士および弁護士は、いずれも、市から本件各支払を受けた年の翌年2月16日から同年の3月15日までの所得税確定申告期間中に、それぞれ所轄の税務署長に対し、本件報酬等に源泉所得税が徴収されていないものとして、これを収入に計上した上、所得金額とこれに対す

る税額を計算した所得税確定申告書を提出し、所定の納期限までに申告に係る所得税を納付しているのです。本件報酬等に係る所得税の国に対する納付に関する処理は、本税に関する限り、本来課せられるべき所得税の不納付の問題は残していない。

2 監査委員の判断

(1) 本件各報酬等支払金に対する源泉所得税徴収の要否について

請求人は、市が本件技術士同一業者、建築士、不動産鑑定士および弁護士に支払った報酬について、市は、所得税法第204条第1項第2号の規定により、源泉所得税を徴収し、これを法定納期限内に国に納付しなければならないのに、その源泉徴収をしていないのは違法であると主張しているのです。まず、本件各報酬等支払金に対する源泉所得税徴収の要否について検討する。

前述のとおり、所得税法第204条第1項は、弁護士、建築士、不動産鑑定士等の業務に関する報酬又は料金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定し、弁護士、建築士、不動産鑑定士などに対する支払金全般についてではなく、その業務に関する報酬等について源泉所得税の徴収を義務付けているのです。その報酬または料金などに対する源泉所得税徴収の要否は、その業務に関するものであるか否かによって判断されることになる。

上記の観点から、本件各報酬等に対する源泉所得税徴収の要否を検討する。

ア 技術士同一業者に対する設計・監理報酬支払事案について

市が設計または監理業務の委託料を支払った相手方は、技術士または技術士補の資格を有していないものの、技術士法第2条第1項に規定する科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画,研究,設計,分析,試験,評価又はこれらに関する指導の業務を行う技術士と同一の業務を行っている者であり、所得税法第204条第1項第2号

および同法施行令第320条第2項により、その者の業務に関する報酬を支払う者は、その支払の際、源泉所得税を徴収しなければならないところ、市が支払った委託料は、「監査により認められた事実」(3)のアで明らかにした委託業務内容に照らすと、その名目のいかんにかかわらず、その支払相手方の業務に関する報酬であると認められるので、市は、所得税法第204条第1項の規定により、源泉徴収義務者として、その支払の際、所定の源泉所得税を徴収し、これを法定納期限内に国に納付する義務があったと言わざるを得ない。

イ 建築士に対する工事監理報酬支払事案について

市が工事監理業務の委託料を支払った相手方は、建築士法第2条第2項に規定する、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う建築士であり、市が支払った委託料は、「監査により認められた事実」(3)のイで明らかにした委託業務内容に照らすと、その名目のいかんにかかわらず、正にその受託者である建築士の業務に関する報酬であると認められるので、市は、所得税法第204条第1項の規定により、源泉徴収義務者として、その支払の際、所定の源泉所得税を徴収し、これを法定納期限内に国に納付する義務があったと言わざるを得ない。

ウ 不動産鑑定士に対する鑑定手数料支払事案について

市が道路用地取得に伴う不動産意見書作成業務の手数料を支払った相手方は、不動産の鑑定評価に関する法律第3条規定の不動産鑑定評価などを行う不動産鑑定士であり、市が支払った手数料は、「監査により認められた事実」(3)のウで明らかにした委託業務内容に照らすと、その名目が手数料というものであっても、正にその受託者である不動産鑑定士の業務に関する報酬であることは明らかであると認められるので、市は、所得税法第204条第1項の規定により、源泉徴収義務者として、その支払の際、所定の源泉所得税を徴収し、これを法定納期限内に国に納付する義務があったと言わざるを得ない。

エ 弁護士に対する報酬支払事案について

市が民事控訴事件の法律事務に関する報酬を支払った相手方は、弁護士法第3条第1項に規定する、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする弁護士であり、市が支払った報酬は「監査により認められた事実」(3)のエで明らかにした委任事務の内容に照らすと、正にその受任者である弁護士の業務に関する報酬であることは明らかであると認められるので、市は、所得税法第204条第1項の規定により、源泉徴収義務者として、その支払の際、所定の源泉所得税を徴収し、これを法定納期限内に国に納付する義務があったと言わざるを得ない。

(2) 本件各報酬等支払金につき源泉所得税を徴収しなかった事実とそれに対する措置について

次に、請求人は、本件各報酬等支払金について、市が源泉徴収義務者であるにもかかわらず、これを徴収していないので、市は、その源泉所得税相当額と延滞税を国に納付する義務があると主張しているので、その点につき検討する。

市が支払った本件各報酬等については、「監査により認められた事実」(3)のアからエまでで明らかにしたとおり、いずれも源泉所得税を徴収せず、これを国に納付していない。

これに対し、所得税法第221条は、同法第204条により、所得税を徴収すべき者とされた源泉徴収義務者が、その所得税を納付しなかったときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する旨を規定し、国税通則法第60条第1項は、納税者が、源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならない旨を規定し、さらに同法第67条第1項は、不納付加算税を徴収することもあると規定しているので、市が、上述のとおり源泉徴収義務者として、源泉所得税を徴収して国に納付すべき義務があるのに、これを納付していないことについて、所轄の税務署長が、市から源泉徴収すべきであった所得税相当額と延滞税を徴収し、場合によっ

ては不納付加算税までも徴収することができることになっているが、現時点まで、所轄の税務署長は、延滞税や不納付加算税はもとより、所得税本税の徴収も行っていない。

この源泉徴収義務者に対する徴収権も、国税の徴収を目的とする国の権利の一つであり、この権利は、国税通則法第72条第1項の規定により、法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅するとされているので、不動産鑑定士に対する鑑定手数料支払事案については、納期限の平成15年7月10日から5年が経過した平成20年7月10日をもって、源泉徴収義務者である市に対する税務署長の徴収権は時効によって消滅していると認められ、同条第2項の規定により、国税の徴収権の時効については、その援用を要しないとされていることから、既に市に対して徴収権を行使することはできない状態にあると思料されるので、市が、今後、同事案について、源泉徴収すべきであった所得税相当額や延滞税などを納入しなければならない事態が生じることは有り得ないものと判断され、請求人のこの点に関する主張が失当であることは明白であると判断する。

しかし、本件事案のうち、不動産鑑定士に対する鑑定手数料支払事案を除く、その余の事案については、税務署長の市に対する源泉所得税の徴収権は、いまだ納期限から5年が経過していないため、時効消滅に至っておらず、その徴収権を行使することができる状態にあり、市は、税務署長からその納付を求められることも考えられる。

また、市から各報酬の支払を受けた技術士同一業者、建築士および弁護士は、「監査により認められた事実」(5)で明らかなおおりに、いずれも本件各報酬の支払を受けた年の翌年2月16日から同年3月15日までの所得税確定申告期限内に、本件各報酬を収入に計上して所得金額とこれに対する税額を計算した所得税確定申告書を作成した上、これを所轄の税務署長に提出し、その納期限内に申告に係る所得税を納付しており、本件各報酬に係る所得税本税に関する処理は、いずれも適切に措置されており、本来課せられるべき所得税の不納付の問題は残していないが、これをもって上記税務署長の源泉徴収義務者に対

する徴収権に消長をもたらす法規定は見当たらず、請求人が指摘するように、今後、税務署長が、市から上記源泉所得税相当額や延滞税などの徴収をすることも有り得ることであると思料せざるを得ない。

そして、所轄の税務署長がその徴収権を行使すれば、市は、源泉徴収義務者として、源泉所得税相当額や延滞税などを納付すべき法律上の義務があるので、これを納付しなければならないことになり、一旦は公金からこれを納付した上で、所得税法第222条の規定に基づき、本件各報酬の支払を受けた技術士同一業者、建築士および弁護士に対して、今後支払うべき報酬などがあれば、その中から納付した源泉徴収相当額を控除して回収するか、それがなければ、納付した源泉所得税相当額の支払を上記技術士同一業者、建築士および弁護士に請求する方法により、公金から納付した源泉所得税相当額を回収して調整しなければならず、その一方、それらの措置が採られれば、既に所得税の確定申告をして納税済みの技術士同一業者、建築士および弁護士は、源泉所得税を徴収されたものとみなされ、その源泉所得税の還付を受けて、清算する措置を採らざるを得ず、重複納付は解消されるものの、その間の手続きは煩雑であり、既に受領した報酬を収入に計上して所得税の確定申告を終え、所定の所得税は完納済みである場合に、あえて税務署長の上記徴収権を行使することの実益は、法定納期限から徴収までの延滞税と不納付加算税の徴収利益に留まり、費用対効果の観点から見れば、それほど重視すべきものとはならないものと考えられる。

そのような事情があるところから、実務上は、税務署長の上記徴収権行使の対象が、悪質で税額が多額であるなど情状が芳しくない事案でない場合は、上記徴収権を発動しないことが多い実情にあると見られている。

(3) 市の公金からの源泉徴収の納付を差し止めることの是非について

さらに、請求人は、市が本件について、源泉所得税相当額や延滞税を納付しなければならなくなったのは、市担当職員らが、本件各報酬等の支払の際に、故意または重大な過失により、違法に源泉所得税を

徴収しなかったためであるとして、その源泉所得税相当額や延滞税は市担当職員がその責任において負担すべきものであり、市の公金から支出すべきではなく、その差止めが必要であると主張しているのもので、その是非について検討する。

市が本件各報酬等の支払の際に、源泉所得税を徴収すべきことは、前述のとおり、所得税法の規定により、市が源泉徴収義務者とされていることによるものであり、その源泉徴収義務者は、同法の規定により、源泉所得税徴収の有無にかかわらず、国に対して源泉所得税を納付すべき法律上の義務があるので、源泉所得税を徴収しなかったことについて担当職員に故意または重大な過失があるか否かにかかわらず、これを国に納付しなければならないことは明らかであると言わなければならないので、その納付のため、市の公金を支出することは当然であり、これを差し止めることは許されることではないと言わなければならない。請求人の上記主張が失当であることは明らかである。

なお、本件各報酬等の支払の際に、源泉所得税を徴収せず、これを国に納付しなかったことは、「監査により認められた事実」(4)で明らかとなっており、各担当職員が支払い相手方の名称から法人事業者に対する支払と誤認したり、税務知識の欠如によりもたらされた過誤によるものであり、担当職員に過失があることは否めない事実が認められ、その責任問題が指摘されているので、付言するに、その過失があっても、いまだそれによる損害は生じておらず、将来、損害が生じるおそれも定かではない上、その過失の程度は一般的なものであり、法第243条の2で規定する故意または重大な過失に該当するものとは認められないので、その責任は問い難く、本件請求事件において、あえて担当職員に対する責任問題を問擬する必要はないものと思料する。

(4) 本件公金支出における法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反について

最後に、請求人は、本件源泉所得税相当額および延滞税の納付のため、公金を支出することについて、法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反し、違法な

公金支出になると主張しているのので、その点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体がその事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件において、万一、所轄の税務署長が、未納付の源泉所得税相当額や延滞税などの徴収権を行使し、市に対し、その納付を求めれば、不動産鑑定士に対する鑑定手数料支払事案を除く、その余の事案については、市は、法律上の納付義務者として、法律で定められている義務を履行するため、公金を支出しなければならないことになるが、その公金支出については前記各規定が適用されるものでないことは明らかであり、他に同各規定に違反することは何ら見当たらないので、請求人の上記主張には何ら理由がないものと判断する。

(5) 結論

以上検討のとおり、市が、本件各報酬等を支払う際に、源泉所得税を徴収して国に納付すべき法律上の義務があったにもかかわらず、その徴収をせず、これを国に納付しなかった法違反があったという請求人の主張は認められ、市は、真摯にこれを反省し、今後再び同種過誤を犯さないよう万全の措置を講じる必要があると思料されるものの、その納付を怠った源泉所得税相当額および延滞税の納付のため市の公金を支出すべきではないという請求人の主張には、何ら理由がなく、失当であると判断せざるを得ない。

よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

第5 市長に対する監査委員の意見

本件公金支出の差止めは、住民監査請求に対する判断において、到底、是認できるものではないと判断し、その措置要求を認めなかったが、その背景事情には、技術士同一業者、建築士、不動産鑑定士、弁護士などの業務に関する報酬を支払う事務を担当する市職員が、税務知識の欠如や認識

不足などの事由により、その支払の際に、市が源泉徴収義務者として、当然、源泉所得税を徴収して、それを国に納付すべき義務があるにもかかわらず、それを徴収せず、国に対する納付も怠るという過誤を犯している事実が認められる。

そして、報酬の支払を受けた技術士同一業者、建築士および弁護士が、いずれも報酬受領の年の翌年の所得税確定申告時に、その報酬を源泉徴収がなされていないものとして収入に計上し、所得税の確定申告を行い、所定の所得税を納付しているため、所得税本税については、国の税込確保に特段の影響を与えることなく経過しているものの、国の税制の根幹に相当の影響を及ぼしかねない重大な問題である。

今後、二度と、このような過誤が生じないように、職員に対する研修・指導を徹底するなど、適切な対応を図る必要があるものと思料する。